

交付申請について

浪江町では、町内で事業を再開・新たに開業された事業者を対象に、事業所の電気料金・上下水道料金の補助を行っています。補助を受けるには申請が必要です。提出書類や流れについてご案内いたします。

【補助対象】町内での事業開始日の翌月から12か月の間に 請求された電気・上下水道料金

補助金には上限があります。

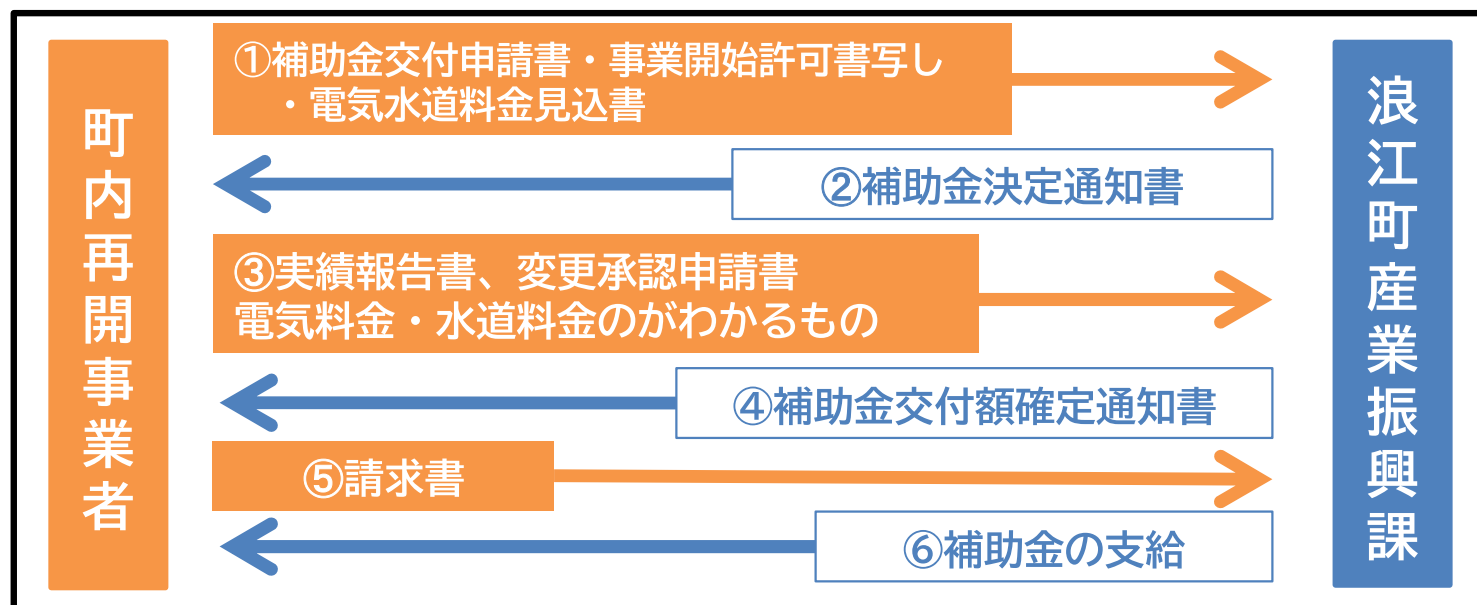
補助率・その他の優遇などは浪江町ホームページをご覧ください。

【提出書類】

- ・補助金交付申請書
- ・電気料金、水道料金及び下水道使用料見込書または計画書
- ・事業開始確認書の写し
- ※住居と事業所等が一体となっている場合は、
事業所等部分の延べ床面積がわかる平面図



補助金申請の流れ



【注意事項】

- ・住居と事業所等が一体となっている場合、住居部分と事業所等のそれぞれの床面積がわかる平面図を提出してください。
- ・下水道使用料に浄化槽の汲み取り料金は含みません。
- ・提出書類は理由のいかんを問わず返却できません。特に領収証など手元に原本を残す必要があるものは必ず写しを提出してください。

浪江町役場ホームページ
町内再開事業者等光熱水費等補助金のページ
<https://www.town.namie.fukushima.jp/soshiki/7/38999.html>



問合せ先

浪江町役場 産業振興課 商工労働係

電話 0240-34-0247 ※8:30~17:15

メール namie15010@town.namie.lg.jp